

「講習会・検定試験における新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置について」

高圧ガス保安協会岡山県液化石油ガス教育事務所

〔受講・受検の際のお願い〕

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、講習会・検定試験（以下、「講習会等」という。）にご参加いただく皆様には、事前に次のことをお願いします。

1. 次の項目に該当する方は、講習会等に参加することはできません。

- ◆講習会等の当日、37.5度以上の発熱または平熱より1度以上高い方
- ◆発熱や咳・咽頭痛などの症状のある方
- ◆新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者と濃厚接触がある方
- ◆過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等に滞在した方

※発熱を理由に参加できない場合は、講習会等の開始前までにご連絡下さい
岡山県液化石油ガス教育事務所（（一社）岡山県LPガス協会内）
☎086-225-1636/受付時間（月～金曜日（祝祭日除く）8:30～17:00）

2. 岡山県または会場施設から県外受講・受検者の受入自粛要請がある場合は、県外の受講・受検者（以下、「受講者等」という。）の参加をお断りする場合があります。

3. 講習会等の当日の検温の実施（受講者等及び事務局による検温）

- ◆来場前に必ず検温を行い、お越し下さい。
- ◆講習会等の当日、会場では事務局より非接触型検温計による検温を行いますので、時間に余裕をもってお越し下さい。
- ◆検温の結果、37.5度以上の発熱があった場合は、受講・受検をお断りします。

4. 講習会等にあたって

- ◆当日は、咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底をお願いします。
- ◆講習・検定会場の入口または受付付近にアルコール消毒液を設置しますので、手指の殺菌をお願いします。
- ◆講習会等において、ご自身の体調が十分でなく、発熱や倦怠感がある時は、すみやかに事務局に申し出て然るべき措置を受けて下さい。

5. 受付について

- ◆受付時、受講者等は、1m以上の間隔を空けてお並び下さい。
- ◆受付時、アクリル板、透明なビニールカーテン、フェイスシールド等の使用により、受付担当者と参加者の間を遮蔽することとします。
- ◆受付担当者等は手袋を着用させていただきます。
- ◆マスクを着用していない参加者には、マスクを配布します。
会場ではマスクの着用をお願いします。

6. 会場について

- ◆講習会等の開始前に、事務局が借り受けている場所の範囲で、他者と共有する物品や高頻度の接触部位（マイク、ドアノブ、手すり等）の消毒を行います。
また、休憩時間等を活用し、可能な限りこまめに消毒を行います。
講習等が複数日に及ぶ場合は毎日実施します。
- ◆参加者の座席は、指定席（座席指定）とし、前後左右とも概ね1 m以上空けて配置します。
- ◆講師等と最前列の座席の距離は最低2 mを確保します。
- ◆アクリル板、透明なビニールカーテン、フェイスシールド等の使用により、講師等と参加者の間を遮蔽します。
※講師は、講義中のフェイスシールド及びマスク着用で実施します。
なお、事務局も講習会等の会場で受講者等の前で説明等を行うときは、同様にマスク着用の上、フェイスシールドを使用します。
- ◆換気を原則として1時間に1回行います。
 - ・これが難しい場合は、最低でも講習等の開始前、全ての休憩時間及び終了後に換気することとします。
 - ・換気の際は、窓、ドアを全開する等十分な換気に留意し、部屋の構造上、十分な換気が難しい場合は、扇風機の使用など機械的な手段を検討させていただきます。
※検定試験で1時間を超えるような受検科目のときは、あらかじめ検定試験の開始前に、窓開けなどによる換気を行います。
 - ・ドア、窓の付近に座られた方は開閉にご協力下さい。

7. 社会的距離（ソーシャルディスタンス）の確保の徹底をお願いします。

- ◆講習会等の会場では、講義時間以外において、他の受講者等と密接な状態とならないよう、ご配慮下さい。
※お知り合いが参加している場合でも、適切な距離を確保するようお願いいたします。
- ◆休憩時間を含む全ての時間について会話をお控え下さい。
（ただし、講師や説明者（以下「講師等」という。）への質問は除きます。）

8. 質問時間の短縮にご協力下さい。

- ◆参加者から講師等への質問時間は可能な限り短くして下さい。
必要に応じ、書面による質問機会の提供等の手段で対応します。
- ◆参加者から講師等への質問は、他の参加者から十分離れた場所や遮蔽された場所に移動して行っていただくなど、飛沫を防止する措置をとらせていただきます。

9. 講習会等の参加後、2週間以内に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がでた場合、すみやかに当事務所へ連絡をお願いします。

- ◆参加者の個人情報、必要に応じて保健所等の公的機関に提供することがあります。

10. その他

- ◆新型コロナウイルス感染症は、感染症法に基づく指定伝染病のため、罹患の恐れのある参加者が当該講習会等を欠席した場合は、原則、受講料は返金します。
- ◆延期に伴う参加者の交通費等の負担はしません。
- ◆飲食の提供や、飲食を伴う情報交換会等は開催しません。